

第1章 共通事項

第1節 本計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

国は、循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法の策定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)の改正など、法体系を整備してきました(次頁図 1-1 参照)。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有償、無償を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

雲仙市(以下、「本市」という)では、平成24年度に「環境都市宣言」をおこない、平成27年度には「環境基本計画」を策定し、環境行政に取り組んできました。そのうちごみやし尿などの一般廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」第6条第1項の規定により、平成21年4月に目標年度を平成29年度とする「雲仙市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」という)を策定し、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、市民・事業者・行政が一体となったごみの更なる減量・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止に努めてきました。

しかしながら、前計画の策定から9年が経過しており、少子高齢化の進行や人口の減少、市民の生活意識の変化など、本市のごみ処理をめぐる環境が大きく変化していることから、市民の生活意識や産業活動の変化などに的確に対応して廃棄物行政を進めて行くために、本市の指針としての新たな計画の策定が必要となります。

このような背景のもと、上位計画や関連計画、周辺自治体の状況との整合をはかりつつ、長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にすることを目的とし、新たに「雲仙市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画、その他関連計画と整合を図ります。本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

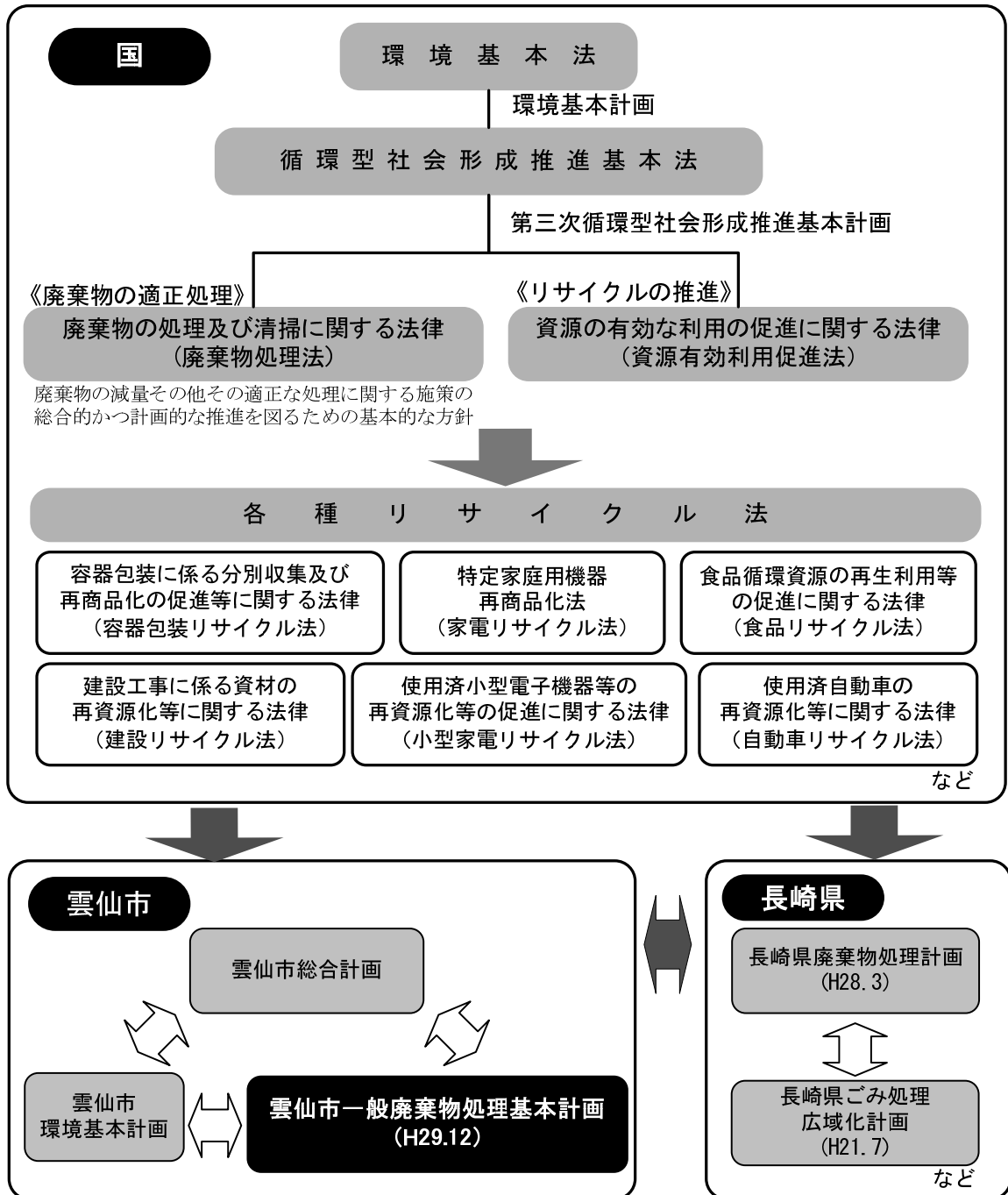


図 1-1 本計画の位置付け

3. 上位計画、広域化計画等（周辺自治体の状況）

(1) 雲仙市総合計画

本市では、平成 28 年度に第 1 次となる雲仙市総合計画の計画期間が終了することから、平成 29 年度を始期とした新たな市政運営の指針として「第 2 次雲仙市総合計画」を策定しています。

表 1-1 第 2 次雲仙市総合計画の概要

	内 容		
目標年度	基本構想：平成 38 年度（2026 年度） 前期基本計画：平成 33 年度（2021 年度）		
目標人口	短期目標：約 40,000 人（2025 年）※雲仙市人口ビジョン		
将来像	“つながり”で創る賑わいと豊かさを実感できるまち ①自然との“つながり” ②人との“つながり” ③市民や地域、近隣との“つながり”		
重点プロジェクト	(1)「循環」で創るエコタウンプロジェクト (2)“人を呼び込む”交流拡大プロジェクト (3)「人財」で切り拓く協働のまちづくりプロジェクト		
雲仙市の基本方針	1. 暮らしと安心 2. 産業と交流 3. 社会基盤と環境 4. 人財と郷土 5. 協働と戦略		
本計画に関する計画・目標	【政策 3-3 上下水道】 施策 2. 下水道施設の適正な維持管理と水洗化の普及		
	主な成果指標	基準値:H26	目標値:H33
	水洗化率（下水道）	61.8%	74.4%
	合併処理浄化槽設置基数	2,165 基(延べ)	2,620 基(延べ)
	【政策 3-5 環境にやさしいまちづくり】 施策 1. 再生可能エネルギーの活用 施策 2. 自然観環境の保全 施策 3. ごみ・し尿処理体制の充実		
	主な成果指標	基準値:H26	目標値:H33
	木質等バイオマス発電・熱利用施設	0 施設	2 施設
	環境学習開催	0 回	5 回
	不法投棄回収指導	24 件(延べ)	9 件(延べ)
	ごみの再資源化率	14.8%	20.6%
	1 人 1 日当たりのごみ排出量	901 g/人日	850g/人日

(2) 環境基本計画

本市では、平成 17 年 10 月 11 日施行した「雲仙市環境保全条例」に定める良好な環境を保全するための総合的な施策を策定する計画として、平成 27 年 3 月に「雲仙市環境基本計画」を策定しています。

表 1-2 環境基本計画の概要

	内 容		
目標年次	平成 36 年度（中間年度：平成 31 年度）		
環境像	「人と自然が共存する 潤いのまち雲仙」		
基本方針	<p>■【自然との共生】自然環境と生活環境を一体的に捉えて自然との共生をめざす</p> <p>■【環境にやさしい暮らしとまち】地球環境と資源循環、快適環境を一体的に捉えて環境にやさしい暮らしとまちをめざす</p>		
環境目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然環境との共生が実現しているまち 2. 安全な生活環境が実現しているまち 3. 地球にやさしい環境が実現しているまち 4. 健全な循環型社会が実現しているまち 5. 水と緑に囲まれた快適な環境が実現しているまち 6. 市民・事業者・行政の協働が実現しているまち 		
本計画に関する計画・目標	【施策目標 2-1 きれいな水を守り大切にしよう】		
	基本施策 1. 生活排水対策の推進		
	主な成果指標	基準値:H25	目標値:H36
	汚水処理人口普及率	63.1%	73.0%
	EM活性液の製造・配布箇所数	7カ所	7カ所
	飲用井戸に係る硝酸性窒素簡易水質検査回数	年1回	年1回
	下水道の整備等の生活排水対策の満足度(市民意識調査)	26.6%	50.0%
	【施策目標 4-1 ごみの減量と資源化を進めよう】		
	基本施策 1. ごみの減量推進		
	基本施策 2. ごみの資源化推進		
	主な成果指標	基準値:H25	目標値:H36
	生ごみ減量化量	205t	293t
	再資源化率	15.0%	24.0%
	1人1日当たりごみ排出量	869.9g/人日	720g/人日
【施策目標 4-2 ごみを適正に処理しよう】			
基本施策 1. ごみ出し分別の徹底			
基本施策 2. 不法投棄の防止			
主な成果指標	基準値:H25	目標値:H36	
不法投棄回収指導件数	19件	9件	
不法投棄の防止・取り締まりの満足度(市民意識調査)	13.9%	50.0%	
【施策目標 6-1 だれもが考え学ぼう】			
基本施策 1. 環境教育・学習の推進			
基本施策 2. 環境情報の充実			
主な成果指標	基準値:H25	目標値:H36	
環境学習開催回数	0回	5回	

(3) 雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、平成 27 年 12 月に、本市の人口の推移や人口の動向に関するデータの分析及び将来目指すべき人口を示した「雲仙市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）と、人口ビジョンで示した将来の方向性を踏まえ、本市の地方創生の確立に向けた今後 5 か年の取組を示した「雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を定めています。

総合戦略では、政策として「自然の恵み（ジオ）の力を活かした低炭素・循環型産業の創出と経済の活性化」を掲げており、表 1-3 に示す施策を設定しています。

表 1-3 総合戦略の概要

	内 容		
本計画に関する計画・目標	<p>【1-3-1 発電及び熱供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製材残渣や間伐材等を利用したチップや木質ペレット等のバイオマス燃料を生産し、バイオマス発電と熱供給システムを構築し、事業化に向け推進します。 <p>【1-3-2 低炭素・循環型の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜排せつ物等の発酵から発生するメタンガスを利用したバイオマス発電と熱活用及び液肥販売など、低炭素・循環型農畜産業システムを構築し、事業化を推進します。 ・ 森林資源を有効に活用する利用間伐を重点的に推進します。 <p>【4-2-2 地域インフラ整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の瑞穂処理区、吾妻処理区、千々石処理区、雲仙処理区及び愛野集落排水事業等の適正な維持管理を行います。 		
	主な成果指標	基準値：H26	目標値：H31
	再生可能エネルギー活用施設（発電・熱利用）	1 施設	2 施設
	水洗化率	50.0%	60.1%

(4) ごみ処理広域化計画

長崎県ごみ処理広域化計画は、平成 11 年 3 月に策定されたごみ処理施設等の整備にあたっての基本となる計画です。その後、計画から 10 年を経過し、市町村合併による広域ブロック内の枠組み再編など、ごみ処理をとりまく社会情勢が変化してきたことから、平成 21 年 7 月に計画の見直しが行われました。

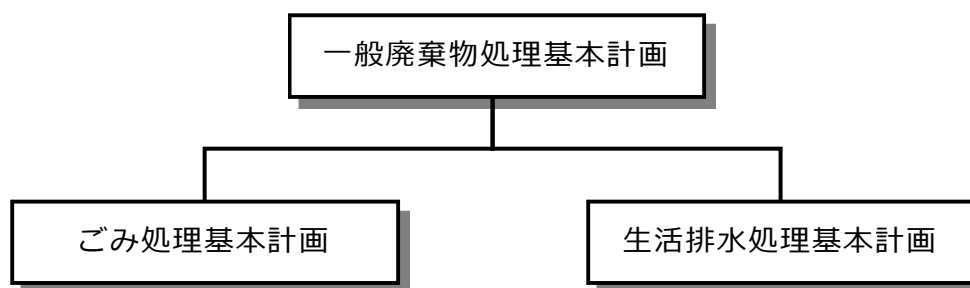
本市は、島原市、諫早市、大村市、南島原市と県央・県南ブロックを構成しており、平成 30 年度を目標年度とした広域化計画を協議しています。

表 1-4 周辺自治体等の状況

対象施設	市・組合	施設数
ごみ焼却施設 (計 3 施設)	大村市	1 施設
	県央県南広域環境組合 (島原市、諫早市、雲仙市、南島原市)	1 施設
	南島原市	1 施設
再資源化施設等 (計 2 施設)	大村市	1 施設
	県央地区広域市町村圏組合 (諫早市、雲仙市)	1 施設
最終処分場 (計 4 施設)	諫早市	2 施設
	大村市	1 施設
	島原地域広域市町村圏組合 (雲仙市、島原市、南島原市)	1 施設
汚泥再生 処理施設 (5 施設)	島原市	1 施設
	諫早市	1 施設
	大村市	1 施設
	南島原市	1 施設
	雲仙市	1 施設

4. 本計画の構成

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき自区域内の一般廃棄物の処理に関する事項等（一般廃棄物の排出抑制方法や適正処理に関する事項等）を定めるもので、下記に示すとおりごみ処理基本計画（本計画）と生活排水処理基本計画から構成されます。



5. 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。なお、上位計画、関連計画等と整合を図るため、図 1-2 に示すとおり平成 34 年度を中間目標年度として計画の見直しを行います。諸条件に大きな変動があった場合においても、その都度見直しを行うものとします。

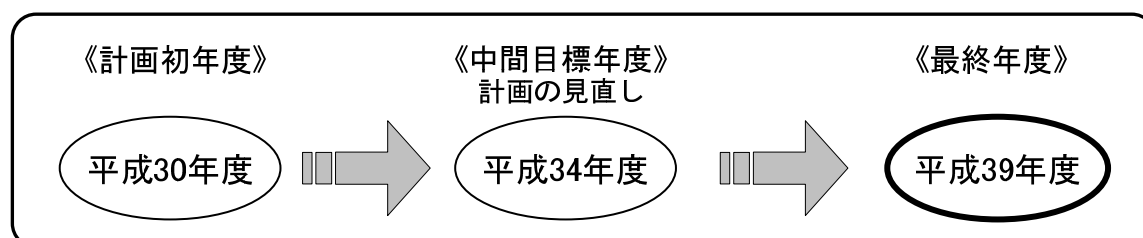


図 1-2 計画期間